

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）（第一条関係）	1
○ 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（抄）（第二条関係）	2
○ 死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）（抄）（第三条関係）	3
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第四条関係）	4
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）（抄）（第五条関係）	5
○ 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）（第六条関係）	6
○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（第七条関係）	8
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（抄）（第八条関係）	10
○ 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（抄）（第九条関係）	13
○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）（第十条関係）	14
○ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）（第十一条関係）	17
○ 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（抄）（第十二条関係）	19
○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）（第十三条関係）	21
○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）（第十四条関係）	25
○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（抄）（第十五条関係）	27
○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）（第十六条関係）	28
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）（第十七条関係）	30
○ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）（第十八条関係）	36
○ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）（第十九条関係）	37
○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）（第二十条関係）	39
○ 内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）（抄）（第二十一条関係）	43

改 正 案	現 行
<p>（業務に必要な表示行為）</p> <p>第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名しなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（構造設計に関する特例）</p> <p>第二十条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（設備設計に関する特例）</p>	<p>（業務に必要な表示行為）</p> <p>第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（構造設計に関する特例）</p> <p>第二十条の二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（設備設計に関する特例）</p>

第二十条の三 (略)

2 (略)

3 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名しなければならぬ。

4 (略)

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容)

第二十条の三の三 (略)

2・3 (略)

4 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

5 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第一項の規定により書面を相互に交付した場合（前項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。）には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

第二十条の三 (略)

2 (略)

3 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならぬ。

4 (略)

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容)

第二十条の三の三 (略)

2・3 (略)

4 第二十条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」と、「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と、「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」と読み替えるものとす。

5 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第一項の規定により書面を相互に交付した場合（前項の規定により読み替えて準用する第二十条第四項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。）には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

(重要事項の説明等)

第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項及び第三項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 一六 (略)

2 (略)

3 管理建築士等は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該管理建築士等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第二十四条の八 (略)

2 建築士事務所の開設者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建築士等は、当該書面を交付したものとみなす。

(重要事項の説明等)

第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 一六 (略)

2 (略)

(新設)

(書面の交付)

第二十四条の八 (略)

2 第二十条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「建築主」とあるのは「委託者」と、「当該結果

利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該建築士事務所の開設者は、当該書面を交付したものとみなす。

「とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と、「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」と読み替えるものとする。